

新潟市雇用促進協議会

雇用にいがた



令和7年度 公正採用選考人権啓発推進員等研修会を開催しました

去る9月2日（火）、ハローワーク新潟では新潟テルサにおいて「令和7年度 公正採用選考人権啓発推進員等研修会」を新潟市との共催で開催しました。常時雇用する労働者が50人以上の事業所から選任された「公正採用選考人権啓発推進員」等、206名の方々が参加されました。

研修会は二部構成で行われました。第一部では、新潟労働局雇用環境・均等室の職員を講師に迎え、「職場におけるハラスメント防止対策について ～働きやすい職場環境を目指して～」と題した講演を実施し、企業におけるハラスメント対策が働きやすい職場環境づくりに欠かせない重要なテーマであることから、「無意識の言葉が職場環境に与える影響」や「予防のための具体策」について、実例を交えながら分かりやすく解説いただきました。また、第二部では、DVD『公正な採用選考をめざして ～ともに歩む未来へ～』が上映され、中堅IT企業の技術部長を主人公に、初めて新卒採用責任者となった主人公が採用担当者とともに「公正な採用選考」について学び、真摯に採用活動に向き合う姿を描いたドラマを通じて、「公正な採用選考」が企業の社会的責任であることを理解していく内容でした。その後新潟新卒応援ハローワークの学卒担当者より「新規高校卒業予定者の採用活動における留意事項」について説明がありました。

参加者からは、「職場環境改善の土台となるハラスメントの知識を、日本社会の背景を含めて学ぶことができた」「動画形式だったため、具体的なシーンが理解し

やすかった」「面接時のNG質問が具体的で分かりやすかった」などの感想をいただきました。

今回の研修会でいただいたご意見を踏まえ、今後も公正な採用選考システムの確立に資する有意義な研修会の開催に努めてまいります。

※ハローワーク新潟では、今回の研修会で使用したDVDを含め、公正な採用選考や人権啓発等に関するDVDの貸出を行っています。社員教育等での活用をご希望の際は、下記までご連絡ください。DVDのリストは以下のホームページでご覧いただけます。

https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/jigyounushi/kousei_saiyou/video.html

お問い合わせ先

ハローワーク新潟 事業所援助部門
☎025-280-8609 部門コード32 #

目次

- ◆公正採用選考人権啓発推進員等研修会を開催しました… P1
- ◆働きやすい職場づくり取り組み企業募集のご案内… P2
- ◆新潟県最低賃金改定のお知らせ… P3
- ◆賃金引上げ支援に関する助成金のご案内… P4～5
- ◆両立支援助成金(柔軟な働き方選択制度等支援コース)が新しくなりました… P5
- ◆ハローワーク新潟 人材確保支援コーナーのご案内… P6

令和7年度新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰制度

働きやすい職場づくりに取り組む
中小企業を募集し表彰します

参加企業大募集

応募締切

2025年11月5日(水)まで

●受賞企業の3つのメリット

1 市のポータルサイト等で
企業の取組を情報発信！



2 新潟市の物品等調達において
優遇！

3 新潟市の入札参加者名簿
(建設工事) 認定時に加点！

さらに！
「市長賞」・「優秀賞」
受賞企業には…

合同企業説明会
「キャリアパス2026」への
無料出展！（予定＊）

「キャリアパス2026」とは…

新潟大学五十嵐キャンパスの第1体育館
を会場とし、2026年2月に実施する合同
企業説明会です。

県内企業の先輩と大学生が気軽に対話をし
ながら、企業の魅力を伝えるイベントです。

＊本特典は状況により、提供できない可能性があります。

▶令和6年度受賞企業を紹介します

市長賞 株式会社新潟藤田組

・独自の健康づくり推進や従業員同士の交流を促進する取組のほか、
育児休業の取得率向上にも取り組む

優秀賞 株式会社中喜

・連休を取得した従業員と取得をサポートする従業員双方に手当を出す、
「長期連続休暇奨励制度」を設置

新潟商工会議所特別表彰 株式会社村尾技建

新潟経済同友会特別表彰 株式会社近藤組

新潟県経営者協会特別表彰 株式会社新宣

詳細・応募は
こちら ▶
(新潟市HP)



お問い合わせ：新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課（TEL：025－226－1642）

新潟県内で働くすべての労働者及び事業者の皆さまへ 新潟県最低賃金が変わります

令和7年10月2日(木)から

時間額

1,050円

前年比

65円 UP



会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と雇う人のためのルールです。

※「各種商品小売業特定最低賃金額（時間額932円）」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定最低賃金額（時間額1,005円）」及び「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業特定最低賃金額（時間額1,015円）」について、今回の改正に伴い、新潟県最低賃金額を下回ったため、令和7年10月2日(木)からは新潟県最低賃金が適用となります。

～今後の賃上げの際、活用をご検討ください～

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

キャリアアップ助成金

検索



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定が必要

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

働き方改革推進支援助成金

検索



活用のポイント

労働時間削減等の取組 (賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成金は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

詳しくは賃金引上げ特設ページでチェック

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



事業主の皆さまへ 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。**パートタイム労働者など非正規雇用労働者**の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円 (2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円 (3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円 (4.3万円)
6%以上の場合	7万円 (4.6万円)



活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※) 括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース (※1)	25～550万円	6～360万円 (※2)
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1) 建設業の場合

(※2) 労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3) 別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分 (※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント 職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%（50%）

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
 - ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
 - ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
 - ・対象労働者の賃上げ（5%以上）で、助成額を加算
- （※）賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

- ・ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）
- ・これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- ・雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額8,870円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

✓ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7. 9)



令和7年10月から改正育児・介護休業法の施行

両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）が新しくなります

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。

令和7年10月からは、改正法に基づき、事業主は「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上選択し講ずる必要があること」を踏まえ、次のような制度となります。

制度（※）を3つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合 20万円

制度（※）を4つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合 25万円

制度（※）とは・・・3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる次の制度です

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ●フレックスタイム制度or時差出勤制度 | ●育児のためのテレワーク等 |
| ●柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度 | ●保育サービスの手配及び費用補助 ●養育両立支援休暇制度 |

なお、支給対象は1事業主5人まで。

異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご参照、または新潟労働局 雇用環境・均等室（電話025-288-3527）へお問い合わせください。

ハローワーク新潟 人材確保支援コーナーのご案内

医療・福祉、建設、警備、運輸の人材を必要とする事業主の方へ

ハローワーク新潟の人材確保支援コーナーでは
人手不足分野の職種について、求人者の皆さまへ
人材確保支援を行っています。



対象職種

医療・福祉分野・・・看護、介護、保育

建設分野・・・・・・・建築・土木・測量技術者、建設、建設躯体工事、電気工事

警備分野・・・・・・・施設警備、交通誘導、雑踏警備、機械警備、保安

運輸分野・・・・・・・自動車運転（バス・トラック・タクシーなど）

次のようなお悩みはありませんか？

ぜひ **人材確保支援コーナー** にご相談ください！



●求人申込みはしているが、なかなか募集が無くて困っている。

- ➡
- ・労働市場（求職者の登録状況など）をお伝えします！
 - ・求人票の記載方法をアドバイスします！

●求職者に直接、求人内容や事業内容についてPRしたい。

- ➡
- ・事業所を訪問して、収集した情報を求職者にお伝えします！
 - ・求人説明会などを開催し、PRできる場をご提供します。



お問い合わせ先

ハローワーク新潟人材確保支援コーナー（職業紹介第1部門）

〒950-8532

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館

TEL 025-280-8609（部門コード41＃）

窓口への来所でも、お電話でも、どちらでもご相談を承ります！



編集・発行
新潟市雇用
促進協議会

●新潟商工会議所

〒950-8711

新潟市中央区万代島5番1号

万代島ビル7階

TEL: 025-290-4411

FAX: 025-290-4421

●新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地

古町ルフル5階

TEL: 025-226-1642

FAX: 025-228-1611

●新潟公共職業安定所

〒950-8532

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

新潟美咲合同庁舎2号館

TEL: 025-280-8609

FAX: 025-288-3590